

昭和三十五年総理府令第六十五号

火薬類の運搬に関する内閣府令

火薬類取締法第十九条第一項及び第二十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類の運搬に関する総理府令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 届出等（第二条～第十条）

第三章 技術上の基準（第十一条～第十七条）

第四章 雜則（第十八条・第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

この府令は、火薬類を運搬する場合の届出の手続、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他により火薬類を運搬する場合の技術上の基準その他火薬類の運搬に関する必要な事項を定めるものとする。

（運搬の届出）

火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

2 前項の届出は、特別の理由がある場合を除き、運搬が一の公安委員会の管轄する地域内においてのみ行われる場合にあつては運搬開始の日の一日前までに、その他の場合にあつては運搬開始の日の二日前までにしなければならない。

（証明書）

第三条 法第十九条第一項の運搬証明書（以下「証明書」という。）の様式は、別記様式第三のとおりとする。

（証明書の記載事項の変更の届出）

第四条 法第十九条第四項において準用する法第十七条第七項の規定による証明書の記載事項の変更の届出は、その証明書及び別記様式第四の届出書を提出して行なうものとする。

（証明書の再交付の申請）

第五条 法第十九条第四項において準用する法第十七条第八項の規定による証明書の再交付の申請は、別記様式第五の申請書を提出して行なうものとする。

（運搬の届出等の経由）

第八条 火薬類の運搬の届出、証明書の記載事項の変更の届出及び証明書の再交付の申請並びに証明書の返納（運搬を終了した場合におけるものを除く。）は火薬類の出発地を管轄する警察署長を、運搬を終了した場合（運搬が二以上の都道府県にわたるときを除く。）における証明書の返納は火薬類の到達地を管轄する警察署長を経由して行なうものとする。

第九条 削除
(運搬の届出を要しない数量)

第十条 法第十九条第一項ただし書の内閣府令で定める数量は、別表第一のとおりとする。
(積載方法等の技術上の基準)

第十二条 火薬類を運搬する場合には、次の各号に定める基準に従つて積載しなければならない。

- 1 一 運搬中において摩擦し、動搖し、又は転落することのないようすること。
- 2 二 火薬類には、防水性及び防火性の被覆をすること。
- 3 三 運搬しようとする火薬類は、内閣総理大臣が告示で定める基準に従い、包装し、又はこん包して積載しなければならない。この場合において、包装又はこん包（以下「包装等」という。）の見やすい箇所に、火薬類の種類、数量及び包装等を含む重量を明りように標示しなければならない。

第二章 届出等

（混載の禁止）

火薬類は、次の各号に掲げる貨物と同一車両に混載してはならない。

一 発火性又は引火性の物

二 包装等が不完全であつて火薬類に摩擦又は衝撃を与えるおそれがある物

三 鋼材、機械類、鉱石類その他の重量物

四 毒物、放射性物質その他の有害物質

第三章 技術上の基準

（運搬の方法）

火薬類を運搬する場合には、次の各号に定める基準に従つて運搬しなければならない。

ただし、第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、第十条に規定する数量以下の火薬類を運搬する場合については適用しない。

一 自動車（二輪の自動車を除く。）により火薬類を運搬する場合において、当該運搬する距離について次の式により計算して得られたDの値が一を超えるときは、運送人は、二人以上の運転員を確保しなければならない。この場合において、一の運転者が連續して運転する距離について次の式により計算して得られたDの値が一を超えるものであつてはならない。

$$D = (d_1 / 340) + (d_2 / 200)$$

（この式において、 d_1 及び d_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

d₁ 高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）による運搬距離（単位 キロメートル）

d₂ 高速自動車国道以外の道路による運搬距離（単位 キロメートル）

二 自動車（二輪の自動車を除く。）によつて運搬する場合には、運送人は、当該自動車に見張人をつけること。

三 駐車する場合には、危険な場所を避け、かつ、火薬類を見張ること。

四 夜間又は視界不良の場合において駐車するときは、車両の前方及び後方十五メートルのところに赤色灯を置くこと。

五 火薬類を積載した車両相互間について、進行中（追越しをする場合を除く。）は、後方の車両は前方の車両との間に八十メートル以上の距離を保ち、駐車する場合は、あとから駐車する車両はすでに駐車している車両との間に五十メートル以上の距離を保つこと。

六 運搬中積替え等のため火薬類を一時保管する必要がある場合には、火薬庫又はこれに準ずる安全な場所において保管すること。

七 火薬類の近くで、喫煙し、又は火気を取り扱わないこと。

八 積卸しに当たつては、手かぎ類を使用しないこと。

九 積卸しに当たつては、自動車等の原動機を止めること。

十 積卸しをする場所及び荷台は、積卸しの前後に清掃すること。

十一 積卸しに当たつては、底に鉄びよう等の着いているくつ類をはかないこと。

十二 積卸しは、夜間を避けて行なうこと。

別記様式第一（第2条関係）（平11総府令2・平12総府令29・令2内府令65一部改正）

火薬類運搬届		※監理番号	
		※受理年月日	
届出日 年 月 日			
公 安 委 員 会 殿			
届出者氏名			
荷送人 氏名	住所		
種類 数量			
火薬類の種類及び数量			
運搬方法 運搬具 台数	区間		
運搬期間		年 月 日から	年 月 日まで
出発地			
到達地			
荷受人 氏名	住所		
摘要要			

備考

- ※印欄は、記入しないこと。
- 火薬類の数量欄には、種類ごとの数量を記入すること。
- 運搬工具欄には、車両、船舶、航空機等による区分による出発地、到着地を各別に記入し、運搬工具欄には区間ごとに使用する運搬具を記入すること。また、台数欄には、往復運搬する場合は延べ台数を記入し、2台以上連行して運搬する場合に、その旨括弧書きすること。
- 荷送人又は荷受人の住所及び氏名欄には、荷送人又は荷受人が法人又は団体であるときは、運搬する火薬類の発送又は到達に係る事務所の所在地及び名称を記入すること。

別記様式第二（第2条関係）

運搬計画表			
運搬区间			
から まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名又は 名称	運転者の氏名及び 見張人の員数
運搬の通路及び通過日時			
摘要要			

備考

- 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき1枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合に延べ台数にかかわらず、1台とみなす。）
- 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。）
- 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

別記様式第三（第3条関係）（平11總府令2・全改、平12總府令29・令元内府令12・一部改正）
用紙 日本産業規格 A4

第 号		年 月 日
火薬類運搬証明書		
公 安 委 員 会 團		
荷 送 人	住 所	
	氏 名	
届出火薬類の種類及び数量		
運搬具に積載する火薬類の種類、数量及び運搬方法 別添運搬計画表のとおり		
証明書の有効期間		年 月 日から（日間）
出 場 地		
到 着 地		
荷 受 人	住 所	
	氏 名	
公安委員会の指示事項		
証明書返納年月日		
証 明 書 返 納 者		

備考

- この証明書は、運搬中に携帯し、警察官の要求があつたときは、必ず提示して下さい。
- 運搬中この証明書を紛失したり、記載内容に変更を生じたときは、運搬なく最寄りの警察署長に届け出て下さい。

別記様式第四（第4条関係）（平11總府令2・全改、令2内府令68・一部改正）

火薬類運搬証明書記載事項変更届		年 月 日
公 安 委 員 会 殿		
届出者氏名		
※整理番号		
※受理年月日		
※書換年月日		
荷送人	住 所	
	氏 名	
変 更 の 内 容		

備考

※印欄は、記入しないこと。

別記様式第五（第5条関係）（平11認令2・全改、令2内府令85・一部改正）							
火災類連撲滅證明書再交付申請書							
年 月 日							
公 安 委 員 会 殿							
申請者氏名							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">※整理番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">※受理年月日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">※再交付日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		※整理番号		※受理年月日		※再交付日	
※整理番号							
※受理年月日							
※再交付日							
荷送人	住所						
	氏名						
証明書	番号						
	交付年月日						
	運搬届出年月日						
		申請の理由					

備考
※印欄は、記入しないこと。

備考											品工	
	煙火		爆弾、魚雷、ロケット弾等でさく薬の装てんされいるもの(焼い剤を用いたもの(焼い剤を除く。))		導爆線・制御発破用コード		実包・空包		信管		電気雷管付導火管付き雷管	
(焼い剤を用いたもの(焼い剤を除く。))	上記以外の火工品	の煙火	き玉	ルートボン	クラツカ	引	一	○	○	○	○	○
1 ○印は、A欄に掲げる当該区分の火薬類とB欄に掲げる当該区分の火薬類とを混載できるものであることを示す。	○	○						○	○	○		
2 3種類以上の火薬類を混載する場合には、それぞれの火薬類相互がこの表によつて混載できるものでなければならない。	○							○	○	○		
3 特別の容器とは、第12条第2項の規定による告示で定める特別の容器をいう。	○							○	○	○		
4 特別の容器に収納された工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と混載できる火薬又は爆薬の総量は、火薬4.5トン以下又は爆薬2.25トン以下とする。(火薬と爆薬を混載する場合は、火薬2トンを爆薬1トンの割合で換算し、混載する量が爆薬2.25トン以下とする。)	○							○	○	○		
		○										
			○									
				○								
					○							